場所

市民課(市役所1階1

番

③26日田9時~12時

市長室開放

市政について市長と語り合いませ より良いまちづくりのために

申込・問合せ

市民課

72·3165

申込期間

1日水~17日金

【共通事項

申込期限 前日17時15分 場所 市役所 ※1件30分

申込・問合せ

広聴·市民生活課

ごみの収集日

収集日 8日水 、燃えないごみ・廃蛍光管等)

マイナンバーカード

【休日·夜間交付】

?書発行通知書兼照会書」が届 個人番号カード交付・電子証

場 所

花川南コミセン(花川

南

申請手続きをサポートします。

19日(10時~12時

申請受付臨時窓口]※予約制

写真撮影を行い、オンライン

9日休15時~17時

就学援助費 受給申請

ださい。 浜益生涯学習課)に提出してく 区は厚田生涯学習課、浜益区は ます。学校または問合せ先(厚田 された方も、再度申請が必要です。 品費の前倒し支給に係る申請を された方や新入学児童生徒学用 助を行います。令和4年度に認定 庭に、学用品費や給食費などの援 申請書は学校を通じて配布し 経済的理由で就学が困難な家

階) ☎72・3171 i 合 せ 学校教育課(市役所4

いている方を対象に行います。 ※本人確認書類を必ず持参のこと

②4日金1時3分~1時 ①11日(土・祝)9時~12時 支払日 かかる場合あり 児童手当 10 日金

※入金に数

提出をお忘れなく!

ています。未提出の方にはお支払 いできませんので、早急に手続き をしてください。 類の提出が必要な方にご案内し 児童手当現況届や関連する書

養育状況などに変更があったら

問合せ 子ども家庭課 める場合があります。 速やかに届出を。未提出や遅れ 養育状況に変更があった場合は た場合は、児童手当の返還を求 児童を監護しなくなったなど

応援クーポン いしかり子育て

③基準日の翌日から令和4年12

があり、次のいずれかに該当する

児童扶養手当の受給資格

対象 ずにご使用ください。取扱店一覧 は石狩商工会議所 HPでご確認を。 使用期限は28日火です。忘れ

までに、②③の方には随時、世帯

※①の方には令和4年12月23日

①公的年金給付などの受給によ

り令和4年4月分の児童扶

れた児童

平成16年4月2日以降に生ま 月31日までに石狩市に転入した

付金を受け取った方・すでに本給

方(「ひとり親世帯分以外」の給

付金を受け取った方除く)

主宛てにゆうパックで送付して

①平成16年4月2日以降に出生 準日)時点で石狩市の住民基本 し、令和4年11月1日(以下、基

②基準日の翌日から令和4年12 住民基本台帳に記録されてい 月31日までに出生し、石狩市の 台帳に記録されている児童

市民の声を 活かす条例

公開される審議会などの開催予定は などで、都度お知らせしています。議事録は市情報公開コー ー(市役所1階)と市HPで閲覧できます。

圖広聴·市民生活課☎72·3191

開催日	名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴 者数
13	浜益区地域協議会 (浜益支所地域振興課)	令和5年度地域おこし 協力隊の募集について	公開	1
15	社会教育委員の会議 (社会教育課)	社会教育の振興に関する取り組みについて	公開	1
20	総合教育会議 (政策担当)	令和4年度全国学力·学 習状況調査の結果につ いて	非公開	
22	障害者総合支援 認定審査会 (障がい福祉課)	障害者総合支援法に基 づく介護給付等申請者 の障害支援区分の審査	非公開	_
_	介護認定審查会 (高齢者支援課)	要介護、要支援の審査・ 判定(12月中7回開催)	非公開	_

②新型コロナウイルスの影響で家 計が急変するなど、直近の収 入が、児童扶養手当を受給す る方と同じ水準の方

③ 令和 4 年 4 月以降の離別など 格を有し、受給資格を有した により児童扶養手当の受給資

12月の開催状況

子ども政策課

を下回る方

養手当支給制限限度相当額 和2年中の収入額が児童扶 養手当を受給しておらず、令

生活支援特別給付金 低所得の子育て世帯

【ひとり親世帯分】

支給額 付金(児童1人当たり1万円)含む ※北海道子育て世帯臨時特別給 児童1人当たり6万円

甲込期限 スの影響により児童扶養手当 後の収入が、新型コロナウイル 対象となる水準の方 28 日 (火)

申込・問合せ 72 3 1 2 8 ひとり親世帯分以外 子ども家庭 課 ※当日消印有効

対象 受け取った方除く 帯分以外」としてすでに給付金を 付金(児童1人当たり1 ※北海道子育て世帯臨 (「ひとり親 次 児童1人当たり6 (n) 世帯分 両 方に 該 ひとり 当 方円) 時 「する方 特 親世)含む 万円 別

① 令 する父母など 歳 に出生の新生児含む)を養育 手 和 未満の 当の対象児 4年3月31 和 5年2月28日 児 童 (特 日 童 別 は 時 児 点で18 20 (火) 歳 童 くまで 未 扶

> ②令和4年度住民税 降の収入が急変し、住 ルスの影響で令和4年 非課税または新型コロナウ 課税相当となった方 (均等割 民税 i 月 以 が

申込方法

計

が

介

護

同

○児童手当または特別児童扶養 右記以外(高校生のみを養 振り込み 手当を受給し、 要。手当を支給している口座に 住民税が非課税の 令和4 方は申請 年 - 度の 育

収入が急変した方など)は 請が必要



▲マ♪とり親

世帯分

世帯分以外

申込期限 28 日 (火) 申

申

込・問合せ

※当日消印有効

○支給額が500円以 に支払った後期高齢 が限度額を超えたとき かが0円の場合は対象外 は支給されません (期高齢者医療制度または 保険の自己負担額のい 保険から支給され 一世帯の: 後期 保険 高齢 の自己負 被保険 令和3年度分の 者医 人者が、 者医 担 療 ます 下 制 額 療 場 度 制 超 \mathcal{O} 年 ず 勧 合 度 間 介 ħ

後 護 額

窓口) 申込方法 奨通知は3月に発送予定です ₹061-3292 知の発送 へ持参または郵送 |民健康保険 市 没所 階 課 9 番

額介護合算療養費 高齢者医療制度

削納割引

民年金保険料の

国

料

は

分

令和3年度分(R3/8/1~ R4/7/31)の自己負担限度額

※1 世帯全員が住民税非課税で、区分Iに該当しない方※2 世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円 以下。給与所得がある場合は、その金額から10万円を控除)、または老齢福祉年金を受給している方

広域連合☎0 民健康保険課☎72·3125 せ 北 海 渞 290.560 後 期 高 齢 者

問

合

医

療

金

10金 上下水道料金(1月分) 後期高齢者医療保険料(第8期) 納期限 国民健康保険税(第9期) 28火 介護保険料(第9期) 市営住宅使用料(2月分) 開設 24金17時15分~20時 時間外納付·相談窓口 日時 26(日)10時~15時 ※上下水道料金除く ●市税と国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 納税課(市役所1階15番窓□) 開設窓口 **☎**72·3118

古着や古布は

₽

布団や毛布などの

20.8t

17.3t

協力ニャ

ーール系の衣類

衣類や 布製品だよ

回収ボックスに

入れていただきたいです

大きいもの、

回収ボックスに

は対象外なんだ 汚れのひどいもの いさいハギレ、

市

:職員

R2年度

R3年度

広めて 学校でも

くださいね

れたらいいぞ!

いいんだよね?ごみに出せば

服は燃やせる

どんなものが対象なの?

リサイクル量が古着・古布の

ほ ~13

古着・古布

活用しますー

リサイクルを

減っているので、

できるだけリサイクル

一のげん太くん

(157)

ち

布リサイク

を活用

企画

いしかり・ごみへらし隊

※上記日時以外の相談は各課窓口へ ※厚田・浜益支所では時間外の窓口を開設し ていません

水道営業課(市役所2階8番窓□)

●上下水道料金

☎72·3133

石狩ハイスタンプ券での納付

平日8時45分~17時15分

※上下水道料金と時間外の窓口では石狩ハイスタンプ 会が発行するハイスタンプ券での納付はできません

負担割合	区分		自己負担額の合計の基準額		
	現役並み所得者		【課税所得690万円以上】212万円		
3割			【課税所得380万円以上】141万円		
			【課税所得145万円以上】67万円		
2割	一定以上所得者	一般II	56万円		
	一般	一般I			
1割	住民税 非課税世帯	区分II*1	31万円		
		区分I**2	19万円		

問合せ 持ち物 からの ます。 所必着)です。 申し込みができますが、日本年 をまとめて前 またはクレ 込みをお願いします。 機構に郵送するため、早めの 方法により異 中込期限 払 届出 一番号 役所·各支所·金融機 民年金保険 割引額は の 2年・ 1 \Box 印 が分かるもの、 身 座 市民課☎72・312 ジット 分確認書類 振 に 28 |座振替の 替・ク 納す へなります 前 百 ーカー 年:6 納期 ると (火) シジ Ë 年 預 カ月 一定期 割引さ 間 基 · 金 金 金 関でも 4 P 融 通 礎 事 前 月 納 間 申 力 帳 年 金 務 分 ħ 納 付